

下田税務署から**所得税の確定申告等**についてのお知らせ
～感染リスク軽減のための対応～

- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅で申告できる e-TAX を是非ご利用ください。なお、相談はチャットボットやお電話でも可能です。また、e-TAX の事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」でもご案内します。
- 会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。
- 「入場整理券」は会場当日配付しますが、LINE アプリを利用して事前にオンラインで入手することも可能です。入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解ください。詳しくは、国税庁ホームページでご案内します。

区 分	所得税の確定申告等	無料税務相談所
概 要	確定申告期間中は、下田税務署では申告相談を行っていません。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日 程	2 月 12 日（金）～ 3 月 15 日（月） ※土日祝日除く	2 月 16 日（火）～ 2 月 26 日（金） ※土日祝日除く
開設時間	9 時～ 17 時 (注)入場には「入場整理券」が必要です。	9 時 30 分～ 12 時 13 時～ 16 時（注）
会 場	下田市民スポーツセンター（サンワーク下田） 下田市敷根 761 ※当該施設への確定申告等に関するお問い合わせはご遠慮ください。	
	第一会議室、第二会議室	第二会議室
持ち物	・令和 2 年分の収入（所得）を証明する書類等（給与所得、公的年金などの源泉徴収票など） ・事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等（収支内訳書及び青色申告決算書はご自宅で事前作成をお願いします） ・各種控除証明書、領収書等（医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします） ・印鑑 ・本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ・税務署からの確定申告のお知らせ ・マイナンバーを確認できる書類 ・身元確認ができる書類（免許証等）	
その他	電子申告 (e-Tax) にて申告相談を行います。 税務署から送られたハガキ、封書、「利用者識別番号等の通知」をお持ちであればご持参ください。	
感染防止対策について	・検温を実施し、37.5 度以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合は、入場をお断りさせていただきます。 ・マスクの着用、手指消毒をお願いします。 ・少人数での来場をお願いします。	

その他のお知らせ

譲渡所得（株式及び土地・建物等の売却による所得）、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）」のみ行います（市役所の会場では行いません）。

問合せ先

所得税の確定申告等については 下田税務署 ☎ 20185
※税務署では電話受付を自動音声により案内しています。ご用件に応じて番号を選択してください。

市県民税の申告は
正しくお早めに！
申告期間は
2月16日から3月15日まで

令和 3 年度分市県民税・県民税（令和 2 年 1 月～ 12 月分所得・控除に対するもの）の申告は、2 月 16 日（火）から 3 月 15 日（月）まで（土日祝日除く）の 9 時から 16 時（12 時～ 13 時は受付できません）まで、市役所 2 階大会議室で受け付けます。また、各地区でも出張会場を設けます。日時や会場についての詳細は、来月号の広報でお知らせします。

★感染防止対策のため会場運営が大きく変わります

- ・感染症等への感染及び拡大防止のため、申告会場では「三密」（密閉、密集、密接）を避ける必要があります。混雑時には会場への入場制限を行う場合があります。
- ・各地区の出張会場については、統合等を行い、スペースの広い会場でのみ開設することとしました（対象地区の皆さまには前月に「かいらん形式」にてお知らせしています）。

・感染リスク軽減のため、申告日程については、来月号の広報でご確認ください。

- ・市役所会場では、地区毎に申告推奨日を指定しますので、混雑緩和のため推奨日にこ来場ください（出張会場の対象地区の方は、出張会場にお越しください）。
- ※全地区対象日もあります。
- ・申告会場では、ソーシャルディスタンスを確保します。このため、会場内の待合席が少なくなります。

★ご来場される場合のお願い

- ・申告会場には、原則としてお一人でご来場ください。
- ・マスク着用及び咳エチケットを厳守してください。
- ・ご来場時には、備付けの消毒薬にて手指消毒してください。
- ・発熱がある場合や体調の優れない場合には、ご来場をお控えください。
- ・会場での検温にご協力ください。発熱がある（概ね 37.5 度以上）場合は、お帰りをいただきます。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用をお願いします。

所得税・市県民税の申告書は、インターネット・郵送での提出を！

★所得税の確定申告書は、インターネットに接続されたパソコン・スマートフォンを利用して国税庁の確定申告コーナーから e-Tax で提出できます（申告書を印刷し、郵送提出も可能です）。

★市県民税の申告書の提出は、郵送でも受け付けています。これらの提出方法の利用により、**可能な限りご来場を避け、申告会場での新型コロナウイルス感染症及びその他感染症への拡大防止（三密の回避）にご協力ください。**

・感染リスク軽減のため、申告相談に時間のかかる「収支内訳書」「医療費控除の明細書」はご自宅での事前作成をお願いします。申告相談時に職員は、これら書類の作成代行はしません。

問合せ先
市県民税の申告については
税務課市県民税係
(窓口 ☎ 22218)

令和 3 年度から適用される主な改正点のお知らせ

令和 3 年度分市県民税から適用される主な改正点は、次のとおりです。詳細は国税庁や市のホームページでご確認ください。

▼所得の関係

- ・給与所得控除の一律 10 万円引き下げ。
- ・給与所得控除適用限度額の引き下げ… 220 万円 ↓ 195 万円
- ・公的年金等控除額の一律 10 万円引き下げ。
- ・公的年金等控除額の上限を 195 万 5 千円に設定。
- ・所得金額調整控除制度の創設。次に該当する方は、所得が調整（控除）されます。
- ① 給与と公的年金所得の両方がある方に対する最大 10 万円の所得を調整する控除。
- ② 給与収入が 850 万円を超える方で、本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は扶養親族が 23 歳未満である場合、最大 15 万円の所得を調整する控除。
- ・家内労働者の特例の控除額が 10 万円引き下げ… 65 万円 ↓ 55 万円

▼所得控除の関係

- ・基礎控除の引き上げ… 33 万円 ↓ 43 万円（参考：所得税における控除額… 38 万円 ↓ 48 万円）
- ・ひとり親控除の創設… 婚姻歴や性別を問わず、自身の子を扶養する合計所得金額 500 万円以下の方について、30 万円の控除（参考：所得税における控除額… 35 万円）
- ・扶養控除の所得要件の変更… 38 万円以下 ↓ 48 万円以下
- ・配偶者特別控除の所得範囲変更… 38 万円超 ↓ 123 万円以下
- ・勤労学生控除の所得要件… 65 万円以下 ↓ 75 万円以下
- ▼非課税限度額
- ・未成年、障害者、寡婦又はひとり親に対する非課税限度額の引き上げ… 125 万円 ↓ 135 万円
- ・均等割及び所得割の非課税限度額が 10 万円引き上げ。
- ▼申告手続
- ・医療費控除及びセルフメディケーション税制の申告について、「明細書」の添付が必須となり、領収書の添付又は提示では医療費控除の適用がなくなりました。